

特別児童扶養手当 証書再交付の注意事項

○証書の再交付について

- ・ 交付された証書を紛失した場合や、破損・汚損等で使用できなくなった場合に提出してください。

○提出書類

1. 特別児童扶養手当証書亡失届
2. 【破損・汚損のみ】交付済みの手当証書（市に返却をお願いします）